

令和7年 1月31日
(2025年)

業 者 各 位 様

契 約 課 長

主任技術者及び監理技術者の専任に関する取扱いについて

建設業法施行令の一部改正（令和7年2月1日施行）に伴い、主任技術者及び監理技術者の専任に関する取扱いを以下のとおりとしますので通知します。

(1) 建設業法第26条第3項ただし書第1号による主任技術者及び監理技術者の専任要件の緩和について（専任特例1号）

予定価格（設計金額）（税込）が4,500万円（建築一式工事以外の建設工事）以上の工事に置く専任の主任技術者及び予定価格（設計金額）（税込）が6,000万円（建築一式工事は9,000万円）以上又は下請金額合計が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事に置く専任の監理技術者について、以下の条件を全て満たす場合は、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者を兼務することができます。

兼務を認める条件

- 1 予定価格（設計金額）（税込）が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
なお、工事途中で請負金額（税込）が1億円以上（建築一式工事は2億円以上）となった場合、それ以降は専任特例を活用できない。
- 2 工事現場間の距離が1日の勤務時間内で巡回可能かつ移動時間がおおむね片道2時間以内であること。
- 3 下請け次数が3を超えていないこと。
- 4 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を置くこと。
なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事と同業種の実務経験が1年以上あるもの。
- 5 CCUS等により、監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
- 6 人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督職員に提出したうえで工事現場毎に備えておくこと。
- 7 映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）の設置かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- 8 兼務する工事の件数が2件を超えないこと。
- 9 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事であること。
- 10 兼務する工事双方の監督職員に、監理技術者等の兼務について工事打合簿等により承諾を得ること。

(2) 建設業法第26条第3項ただし書第2号による監理技術者の専任要件の緩和について（専任特例2号）（旧特例監理技術者）

予定価格（設計金額）（税込）が6,000万円（建築一式工事は9,000万円）以上又は下請金額合計が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事に置く専任の監理技術者について、以下の条件を全て満たす場合は、他の工事現場を兼務することができます。

兼務を認める条件

- 1 兼務する工事の件数が**2件まで**であること。
- 2 それぞれの工事現場に「**監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）※**」を配置させること。

※監理技術者を補佐する者とは、次に掲げる者です。

建設業法施行令第29条（監理技術者の行うべき職務を補佐する者）

法第26条第3項第二号の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第26条の4第1項に規定する技術上の管理及び指導監督であって監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者
- 二 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

- 3 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事であること。
- 4 兼務する工事双方の監督職員に、監理技術者等の兼務について工事打合簿等により承諾を得ること。

※なお、令和2年9月30日付け「専任の監理技術者に関する取扱いについて」の兼務を認める条件から3と4が追加になっています。

手続き

専任の主任技術者又は監理技術者の兼務を希望する場合は、競争入札参加資格確認申請時に以下の書類を契約課に提出すること。また、契約後に工事担当課へ兼務報告すること。

- i）（1）による兼務の場合は、監理技術者等（専任特例1号）の兼務届出書
（2）による兼務の場合は、監理技術者（専任特例2号）の兼務届出書
- ii）既契約工事の発注者に兼務承諾を受けた工事打合簿等の写し
- iii）既契約工事の契約書（変更契約書）の写し
- iv）既契約工事のコリンズの登録内容確認書

※注）契約が同時期であり、兼務相手工事の承諾を得られない場合は、書類提出を要しないが、兼務条件を確認し確実に配置予定技術者が配置できるよう留意すること。また、契約後、工事担当課に兼務について承諾を得ること。

適用日

令和7年2月1日以後に行う入札公告から適用する。

（適用前に入札公告を行った工事については、従前の例による）

留意事項

- 1）専任特例2号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象にはなりません。
- 2）同一の監理技術者又は主任技術者が、建設業法第26条第3項ただし書第1号（専任特例1号）を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできません。

(様式)

年 月 日

省令^{※1}17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
------	---------------------	--

建設業者	名称 (イ ^{※2})				
	所在地 (イ)				
主任技術者 又は監理技 術者 (営業所技 術者又は特定営 業所技術者)	氏名 (ロ)				
	所属営業所名 (ロ)				※17条の5の場合のみ記載
	一日平均の 法定外労働時間 (ハ)	見込み時間		実績時間	

建設工事 1	工事名称 (ニ(1))						
	工事現場所在地 (ニ(1))						
	契約締結営業所 (ニ(1))	名称			※17条の5の場合のみ記載 ※上記所属営業所と同じである 必要		
		所在地					
	建設工事の内容 (ニ(2))		※法別表第1上段のどれか				
	予定価格の額		※1億円未満（建築一式工事の場合 は2億円未満）である必要				
	移動時間 (ニ(4))		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である 必要				
	下請次数 (ニ(5))		※3次以内である必要				
	工事現場の施工体制の 確認方法 (ニ(7))						
	情報通信機器 (ニ(8))						
	連絡員 (ニ(6)) ※土木一式工事又は建築一式工事の場 合は実務経験を確認できる経歴書等を 添付すること。	氏名					
		所属会社					
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称	期間			
				年	月	～	年
			年	月	～	年	月
			合計			年	月

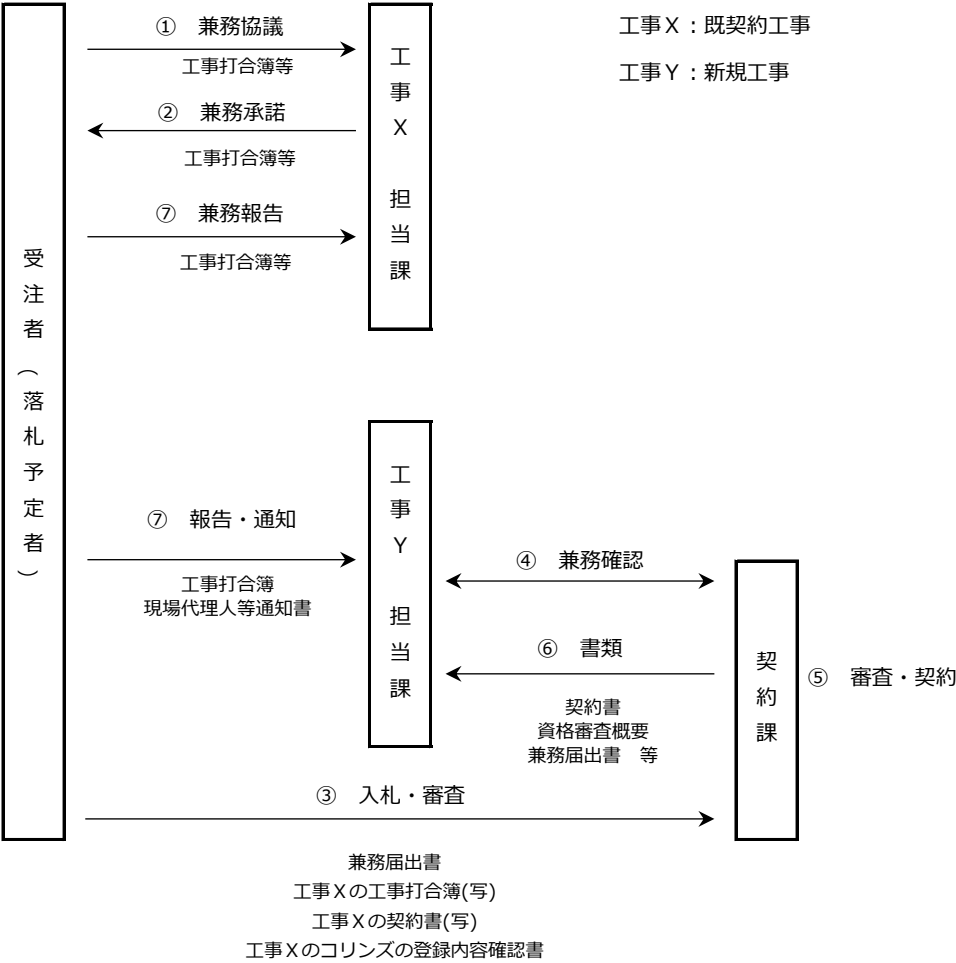
建設工事 2	工事名称 (ニ(1))					
	所在地 (ニ(1))					
	建設工事の内容 (ニ(2))		※法別表第1上段のどれか			
	予定価格の額		※1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）である必要			
	移動時間 (ニ(4))		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要			
	下請次数 (ニ(5))		※3次以内である必要			
	工事現場の施工体制の確認方法 (ニ(7))					
	情報通信機器 (ニ(8))					
	連絡員 (ニ(6)) ※建設工事1と同一の連絡員の場合も記載すること。 ※土木一式工事又は建築一式工事の場合は実務経験を確認できる経歴書等を添付すること。	氏名				
		所属会社				
		実務の経験	工事名称	期間		
				年	月～	年
			年	月～	年	月
			合計	年	月	

※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

※2：省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の該当する号等、他同じ

専任の監理技術者等の兼務手続きフロー【企業局】

(兼務する工事の一方が専任を要する場合も手続きが必要)



※兼務届出書は、兼務を認める条件により様式が異なる

発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者		発議年月日	年 月 日	
発議事項	☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他				
工事番号	第 号				
工事名					
(内容) 専任の主任技術者（監理技術者）の兼務について【専任特例1号】					
(1)と(2)より、主任技術者（監理技術者）が他の工事現場の主任技術者（監理技術者）と兼務してよろしいか。					
(1)以下の条件を満たしています。					
・ 予定価格（設計金額）（税込）が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）である。					
・ 工事現場間の距離が1日の勤務時間内で巡回可能かつ移動時間がおおむね片道2時間以内である。					
・ 下請け次数が3を超えていない。					
・ 兼務する工事の件数が2件である。					
・ 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事である。					
(2)以下の条件を満たすようにします。なお、以下の条件を満たすことができない、又は、工事途中で満たさなくなった場合は、工事毎に専任の主任技術者（監理技術者）を配置します。					
・ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を配置します。					
(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事と同業種の実務経験が1年以上あるもの。)					
・ CCUS等により、監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じます。					
・ 人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督職員に提出し、工事現場毎に備えます。					
・ 映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）の設置かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境を確保します。					
兼務する工事の概要					
①発注者名（工事担当課名）、②工事名、③工事場所、④予定価格（設計金額）、⑤工期、⑥当工事現場とのおおよその移動時間（位置図添付）					
添付図 葉、その他添付図書					
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示・ ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 通知・ ☐ 受理 します。 ☐ その他() 年 月 日			
	受注者	上記について ☐ 了解・ ☐ 協議・ ☐ 提出・ ☐ 報告・ ☐ 届出 します。 ☐ その他() 年 月 日			

総括監督員	主任監督員	監督員	現場代理人	監理(主任)技術者

発議者		☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	年	月	日
発議事項		☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☒ 報告 ☐ 届出 ☐ その他				
工事番号		第 号				
工事名						
(内容) 専任の主任技術者（監理技術者）の兼務について【専任特例1号】						
本工事の主任技術者（監理技術者）について、下記工事の主任技術者（監理技術者）と兼務することとなりましたので、報告します。						
兼務する工事の概要						
・ 工事名						
・ 発注者（工事担当課）						
・ 工事場所						
・ 予定価格（設計金額）						
・ 工期						
・ 当工事現場とのおおよその移動時間						
添付図 葉、その他添付図書						
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示・ ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 通知・ ☐ 受理 します。 ☐ その他()				
	受注者	上記について ☐ 了解・ ☐ 協議・ ☐ 提出・ ☐ 報告・ ☐ 届出 します。 ☐ その他()				

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現 場 代理人	監理(主任) 技術者

工 事 打 合 簿

記載例

発 議 者	☐ 発 注 者 ☒ 受 注 者		発議年月日	年 月 日
発 議 事 項	☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他			
工 事 番 号	第 号			
工 事 名				
(内容) 専任の監理技術者の兼務について【専任特例 2 号】				
以下の条件を全て満たしますので、監理技術者が他の工事現場の監理技術者と兼務してよろしいか。				
・ 兼務する工事の件数が 2 件である。				
・ それぞれの工事現場に「監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）」を配置します。				
・ 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事である。				
兼務する工事の概要				
①発注者名（工事担当課名）、②工事名、③工事場所（位置図添付）、				
④予定価格（設計金額）、⑤工期				
添付図 葉、その他添付図書				
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について ☐ 指示・ ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 通知・ ☐ 受理 します。 ☐ その他() 年 月 日		
	受 注 者	上記について ☐ 了解・ ☐ 協議・ ☐ 提出・ ☐ 報告・ ☐ 届出 します。 ☐ その他() 年 月 日		

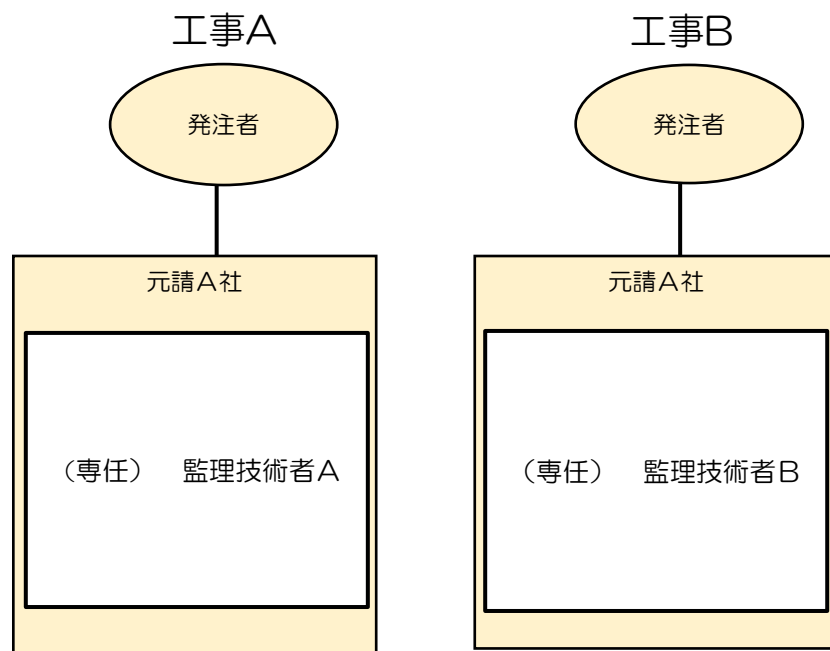
総 括 監督員	主 任 監督員	監督員	現 場 代理人	監理(主任) 技術者

監理技術者の専任の緩和（建設業法第26条第3項ただし書き第二号）

※建設業法（令和6年12月13日施行）及び建設業法施行令（令和7年2月1日施行）

【現状】

- 予定価格6,000万円（建築一式工事9,000万円）以上又は下請金額合計5,000万円（建築一式工事8,000万円）以上の工事については、監理技術者は現場に「専任」の者でなければならない。



【改正後】

- 監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）として政令で定める者を「専任」で置いた場合には、監理技術者の兼任を認めることとする。（兼任できる現場は2現場まで。）
- 政令で定める者は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること。

